

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 29 日現在

機関番号：34316

研究種目：若手研究(A)

研究期間：2012～2015

課題番号：24683002

研究課題名(和文) 沖縄返還と日米安保体制

研究課題名(英文) Reversion of Okinawa and the Japan-U.S. Security Arrangements

## 研究代表者

中島 琢磨 (NAKASHIMA, Takuma)

龍谷大学・法学部・准教授

研究者番号：20380660

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、佐藤栄作政権期の沖縄返還に至る政治外交過程を、返還実現を可能とした安全保障上の条件に焦点をあてて明らかにした。本研究では、返還交渉の時期を「沖縄の早期返還を日米の検討の俎上に載せるための交渉」、「沖縄の施政権返還合意のための交渉」、「沖縄返還協定の作成交渉」という三つの段階に分けて分析し、争点として日米安保条約の沖縄への適用の問題、特に安保条約における事前協議制度の問題に着目した。史資料として新しく公開された外務省文書、ジョンソン、ニクソン両大統領文書、国務省文書、陸軍省文書、「楠田實文書」「三木武夫文書」「若泉敬文書」等個人文書、日記、回想録、新聞、雑誌、インタビュー記録等を使用した。

研究成果の概要(英文)：This research was undertaken in order to review the Okinawa reversion negotiations with based on newly available MOFA documents, private papers, oral histories, and interviews. I put my focus on the issue of the prior consultation system which was the crux of the Japan-US security arrangements. In the course of the negotiations with the US, the MOFA required the applying the terms of revised Japan-US Security Treaty to Okinawa without modification. However, the US side wanted full discretion to use the bases as needed to stage combat operations in South Korea, Taiwan, or Vietnam. Furthermore, the US demanded the right of re-entry of nuclear weapons in Okinawa in emergencies. The Japan-US Security Treaty required prior consultation with the Japanese government before conducting such operations. Therefore, the MOFA had to negotiate a steep path to applying the treaty to Okinawa. I described how PM Sato and the MOFA negotiated strenuously with the US government regarding these problems.

研究分野：日本政治外交史

キーワード：沖縄返還 日米安保体制 佐藤栄作政権 日本政治外交史

## 1. 研究開始当初の背景

本研究のテーマである 1972 年の沖縄の施政権返還は、1951 年の講和交渉、1960 年の安保改定に続く、日米安保体制確立の第三の重要局面であった。研究開始当初の背景として、史資料状況に関する以下の 3 つの重要な進展があった。

第一に、2010 年に、日本政府が沖縄返還に関する外務省文書の全面公開を決定したことである。これにより、東郷文彦や千葉一夫をはじめとする交渉当事者の残した文書から、沖縄返還交渉を再構成することが可能となった。第二に、2011 年に、佐藤栄作総理秘書官だった楠田実の残した資料群が、まとまったかたちで存在していることが分かり、その後、本研究での活用が可能となったことである。楠田の残した資料群は、その内容から事実上の佐藤栄作文書として位置づけうるもので、沖縄返還に対する佐藤首相や彼の政策ブレインの考えと行動を検討するうえで非常に重要である。第三に、外務省文書などの公開にともない、守秘義務の問題が広い範囲で消滅したこともあり、交渉に携わった外務省関係者へのインタビュー・聞き取りと口述記録の蓄積が可能となったことである。

このように沖縄返還をめぐるのは、佐藤首相・首相官邸と外務省の行動を知ることのできる日本側一次資料が本格的に活用できるようになり、米側文書からは十分に見えなかった、日本側行為主体の意図と行動が検討、確定できるようになった。日米両国間の重要争点に着目したうえで、沖縄返還交渉の総体を明らかにする道が開けたといえよう。

また本研究を可能とした時代背景として、沖縄返還交渉に大きな影響をおよぼした東西冷戦が終結してから 20 年以上がすぎ、研究者が、冷戦時代の政治的価値をある程度相対化して当時の政治過程を考察できるようになったことが大きい。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、佐藤栄作政権期（1964 年 11 月～1972 年 7 月）の沖縄返還に至る政治外交過程を、返還実現を可能とした安全保障上の条件に焦点をあてて解明することにある。この安保上の条件とは、沖縄の基地の軍事的地位に関する日米合意のことである。戦後史において日米安保体制の歴史を説明する際には、国内の保革対立軸に着目して争点を整理することが多い。沖縄返還についても、沖縄の米軍基地と日米安保条約を認めて沖縄返還をめざした自民党と、沖縄返還とともに沖縄の基地撤去と現行日米安保条約の廃止を求めた社会党・共産党・公明党・民社党などの野党という対立構図に沿って、争点が説明されてきた。だが一方で、日米両国政府間に発生した争点に対しては、戦後史において十分な関心が払われておらず、こうした政府間の争点をめぐる日米協議・交渉の過程は、史資料の制約もあり十分に解明されてこなかった。冷

戦期の日本政治が保革対立のイメージから語られる一方、日米安保条約の是非をめぐる保革の政策対立軸の向こう側に存在した、日本政府と米政府との間の政策対立と調整の場面が、歴史のなかで埋没しがちになっている。

沖縄返還交渉では、日本政府が安保改定時に実現した法体系が、どこまで沖縄に適用できるかが焦点となった。私はこれは、政治学における「法と政治」の問題にかかわる重要論点だと考えている。日本側は、争点となった朝鮮半島有事、台湾海峡危機、およびベトナム戦争における日本の対応について、現行の日米安保条約の枠内で検討する考えであった。同時に、朝鮮半島への米軍の出撃を認め、過去の密約を廃止することを主張した。これに対して米側は、緊急時の沖縄への核兵器の配備を含め、日米安保条約の範囲を超えた沖縄の基地使用の将来的な保証を求め、日本側と対立した。

沖縄返還後の法制度のあり方をめぐる日米の対立構図は、アメリカとの対等性のあり方という、吉田茂政権期の講和交渉や岸信介政権期の安保改定にさかのぼるナショナル・プライドの問題でもあった。こうした日米間に発生した争点を捉えるには、「55 年体制」論に基づく保革対立の構図をある程度相対化する必要がある。たとえば当時の革新勢力側の立場から見ると、日本政府と米政府のいずれも日米安保条約を肯定して沖縄返還を交渉していることには変わりがないため、日米間に存在した争点に実質的な重要性を見出しにくいからである。

沖縄返還は、観察者・分析者の政治的態度によって描き方や評価の分かれる歴史対象であり、ともすれば書き手の価値判断によって当時の歴史風景から離れたところで争点設定がなされ、原風景と異なる物語が上書きされて再生産されかねない。こと沖縄返還の総体を捉えるためには、まず当時存在した国内での争点と、日米間に発生した争点をともに見据える観察者・分析者の姿勢が必要である。

「何があるべきか」を問う前に、「何があったのか」を一次資料から十分に解明しようとする姿勢がなければ、沖縄返還の全体像を歴史叙述として再構成することはできない。沖縄返還に関する日本側の外交文書の本格的公開は、日米両国政府間に発生した争点にまずは着目し、当時を正確に再構成することの必要性和意義を、改めて研究者に投げかけたように思われる。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究では、沖縄返還交渉の時期を、① 沖縄の早期返還を日米の検討の俎上に載せるための交渉（1964 年 11 月～67 年 11 月）、② 施政権返還の合意のための交渉（1968 年 12 月～69 年 11 月）、③ 沖縄返還協定の作成をめぐる交渉（1970 年 1 月～71 年 6 月）、という三つの段階に分けて検討した。各段階では、それぞれ多くの行為主体がかかわっており、本

研究では、各段階での行為主体の役割の変化を踏まえながら、過程論的に分析を進めた。

(2) 争点として、日米安保条約の沖縄への適用の問題、とりわけ沖縄からの核兵器の撤去問題や、米軍の戦闘作戦行動の問題との関係で浮上した、安保条約における事前協議制度の問題に着目した。この争点の研究上の意義は、安保改定交渉の記録と合わせて考えることで明確となる。すなわち日本政府は安保改定交渉において、「条約第6条の実施に関する交換公文」に基づく事前協議制度について合意し、米軍による核兵器の日本国内への持ち込みや、他国への米軍出撃などに際しては、日本政府との事前協議を要件とした。「法と政治」の問題からすれば、事前協議制度が国会で承認され、法的効力をもった点が重要である。しかし、米側にとって事前協議制度の受け入れは、当時の沖縄が日米安保条約の適用範囲外で、アメリカの施政権下にあったがゆえに可能であったという事情があった。

沖縄返還交渉では、まさしくこの事前協議制度の沖縄への適用が争点となった。事前協議制度の変更を、国会承認を経ずに憲法の認める外交権の範囲だけで行うことはできず、外務省は返還後の同制度に関する慎重な検討と政策判断を行った。背景には、国会での野党の厳しい姿勢や、沖縄住民を含めた世論の高まりがあった。

この点、後年一度も事前協議制度が実施されなかったことを理由とした、同制度の実効性と意義に対する政策的批判がある。しかし、そもそも当時の事前協議制度についておもに想定された事例は、休戦中の朝鮮半島における南北間の戦争または武力衝突や、台湾海峡危機が発生した場合における、在日米軍の出撃や日本国内への核兵器の地上配備である。たしかにベトナム戦争などとの関係で言えば、米軍が日本から出港・離陸した後に行動目的を変更する形で、事前協議制度を用いずに海外への移動を可能とする抜け道がある。

しかし、この場合第一に念頭に置くべきは、上記の二つの極東有事に対する日本の政策的対応の問題である。それゆえ事前協議の実施の有無は、制度の実効性や意義を判断する基準ではない。事前協議制度の沖縄への全面適用に対する米軍部の反発は根強く、また同制度の沖縄への適用のあり方は、日米安保体制をめぐる法制度の体系化にかかわる問題であり、安保政策における「法と政治」の問題という観点からも、研究対象としての重要性を示し得る。

(3) 史資料として外務省文書、ジョンソン、ニクソン両大統領文書、国務省文書、陸軍省文書、「安里積千代関係文書」「石橋政嗣関係文書」「楠田實資料」「床次徳二関係文書」「堂場肇文書」「平良幸市文書」「檜崎弥之助文書」「三木武夫文書」「若泉敬文書」など個人文書(とくに官邸内の動きについて、楠田と親交のあった和田純氏が楠田所蔵資料の整理を進めており、活用が可能となった)、日記・回想

録・新聞・雑誌などを史資料として使用した。また本研究期間中に、インタビューまたは懇談という形で、有馬龍夫、井川克一、枝村純郎、大河原良雄、加藤良三、木内昭胤、栗山尚一、黒柳明、佐藤行雄、佐藤嘉恭、佐藤龍太郎、チャールズ・シュミッツ、高瀬保、トム・ダイン、丹波實、千葉恵子、東郷和彦、堂之脇光朗、モートン・H・ハルペリン、ウィリアム・ブリア、法眼健作、ハワード・マクエルロイ、ウィンストン・ロード、渡辺允、などの各氏より当時の状況について話を聞く機会を得た。

#### 4. 研究成果

(1) 沖縄の早期返還を検討の俎上に載せるための交渉：佐藤首相、佐藤の政策グループ(Sオペレーション、沖縄問題等懇談会など)、外務省(とくに中堅官僚)や総理府官僚といった行為主体の問題関心と行動が、1965年1月の日米首脳会談や同年8月の佐藤首相の沖縄訪問として具現化していく過程を明らかにした。時代背景として、1965年は戦後20年の節目の年であり、社会党など野党政治家を含めて沖縄問題を動かしたいという時代の思潮が存在していたことがあった。

①楠田實の残したノート・メモ・文書から、楠田たちSオペが、沖縄返還を日米交渉の検討の俎上にあげる段階における、佐藤首相の行動と政策決定にコミットしていたことを史実として確定できた。とくに1965年1月の日米首脳会談と、同年8月の佐藤訪沖において、Sオペの進言内容と、佐藤首相の実際の行動との間の関係性を明らかにした。楠田の文書の内容と、佐藤栄作の日記・回想録とを照合すると、首相就任前後の佐藤が、複数の選択肢のなかからSオペにコミットした理由が見えてきた。すなわち、経済争点から政治争点へと政策の幅を広げたいという佐藤の政治的関心と、楠田たちの問題意識が、早い段階で共有できたことが大きかったと考えられる。

楠田たちSオペの思考プロセスを辿ると、彼らは1970年を戦後の区切りとして捉え、そこから逆算して沖縄返還を「社会正義の問題」として位置づけていた。そのうえで、たとえ可能性が乏しいとしても、早期の沖縄返還を提案すべきだという判断を下していた。

私が注目しているのは、楠田たちが「1970年の世界像の中で日本はどうあるべきか」という問題関心を抱き、そこから外交面での検討を進めたうえで、沖縄返還を提起していた点だ。Sオペの議論から分かったのは、彼らは沖縄返還を、「70年安保」問題への対応という政治的理由からだけでなく、敗戦から復興した日本の今後のあり方を考えたときの外交目標として論じていたという点である。楠田の上記の言葉(「1970年の世界像の中で日本はどうあるべきか」)は、彼の広い問題関心を象徴したもので、総理秘書官時代の首相の国会演説・答弁作成、国際情報の収集、有識者との意見交換といった様々な場面で実践されていったと考えられる。

## ②外務省の検討と取り組み

沖縄返還が日米の検討の俎上にあがる段階では、外務省の中堅官僚の行動が、省内の組織的取り組みの端緒となった。これはSオペの取り組みとは別の重要な経緯として位置づけられる。本研究では、1964年から1967年にかけての枝村純郎・千葉一夫・本野盛幸らの取り組みを明らかにした。1964年に沖縄の所管がアジア局から北米局に移り、最初の沖縄の担当官となった枝村首席事務官（のち北米課長）は、在米日本大使館書記官の千葉と連携しながら沖縄返還問題に取り組んでいた。北米課は、沖縄船舶の日の丸掲揚、沖縄住民への旅券発行、ミクロネシア住民への補償などの問題への取り組みを行った。これら法制度上の問題解決は、沖縄の施政権返還を日米の検討の俎上にあげるために重要であった。

1967年1月の東郷文彦の北米局長就任後、同局は沖縄の基地の役割についてアメリカ側と率直に話し合う時期がきたと判断し、枝村北米課長らが、沖縄返還問題と極東の安全保障問題との関係に踏み込んだ詳細な調書を作成した。本研究では1967年前半の北米課の検討内容を、これらの調書などから明らかにした。とくに、i) 沖縄の基地、ii) 在沖米軍の通常兵器による戦闘作戦行動および沖縄に配備されていた核兵器の今後に関する検討内容、iii) 特別取り決めによる沖縄の基地の使用継続案を明らかにした。他方、北米課内ですでに、2年後の「核抜き・本土並み」返還方針に近い考えが示されていたことも分かった。これらの調書は、三木武夫文書に完全なかたちで残っていた。また楠田實文書でも調書を確認することができ、官邸でも参考にされていたことが分かった（文書に官邸内の人物が引いたと考えられる赤線がある）。

## ③沖縄返還の時期的目途づけの経緯

1967年後半には、日本側が沖縄返還の時期的目途づけを米側に求めるべきかどうかをめぐり、官邸と外務省との間で意見対立が生じた。この点、早期返還の道すじを決定づけた、「両三年内（2、3年内）」の沖縄返還合意の実現という文言が、楠田本人の関与によって日米共同声明案に入ったことが分かった。この問題をめぐっては、沖縄問題等懇談会の大濱信泉などが1970年までの沖縄返還合意を求め、佐藤首相の指示で若泉敬が「両三年内」の文言の共同声明への挿入のためホワイト・ハウスと交渉したことが分かっていた。今回、官邸中枢での関与があったことが確認できた点は、早期返還に向けた日本側の準備過程を知るうえで重要である。

またバック・チャンネルでの交渉と、外務省の交渉との連関関係を明らかにし、「両三年内」の語が日米共同声明に盛り込まれる経緯を確定した。発表された日米共同声明について、東郷北米局長は、「現在の段階に置いて進みうる限界まで到達したもの」と解釈していたこ

とも分かった（北米局長「総理訪米及び大臣訪加に関する件」1967年11月21日）。

国務省文書からも、日米共同声明の結果、アメリカが数年以内の沖縄返還問題の解決にコミットしたと認識していたことが確認でき、各当事者の証言と照らし合わせても、1967年11月の佐藤・ジョンソン会談が決定的な場面であったことが分かる。米軍部には、無論早期返還への反対姿勢があったが、ジョンソン大統領はじめ首脳部が、1970年までの返還合意を暗黙の了解として認識したことが重要である。なお佐藤は、上記のジョンソンとの合意点をその後大統領就任予定のニクソンにも確認しており、これらからも67年11月における日米共同声明の重要性と、「両三年内」の返還合意に関する事実上の合意が確認できる。

（2）沖縄の施政権返還の合意のための交渉：

### ①「核抜き・本土並み」返還方針の発表の経緯

1969年3月の佐藤首相の「核抜き・本土並み」返還方針の決定に至る過程の解明が進んだ。69年3月に下田武三駐米大使が佐藤に送った書簡では、「核抜き」返還に対する厳しい認識が示されており（下田より佐藤宛書簡、69年3月7日付）、69年に入っても外務省で特別取り決め案が残っていたことも分かった。この点、佐藤が「核抜き・本土並み」返還方針を公にする過程で、1968年から1969年にかけて複数の情報源からアメリカ政府内の認識に関する正確な情報を得ていた様子も分かった。外務省からは、千葉一夫北米第一課長（北米課長）などによる報告がなされており、また若泉敬などが報告した沖縄の核兵器撤去問題に関するアメリカ政府内の認識についても、文書資料から確定できた。

これらの情報は、佐藤が「核抜き・本土並み」返還の方針を決定し、交渉を行う際の判断根拠となっていたことが分かる。官邸にどのような外務省文書が残っていたかを知ること、いかなる外交情報を官邸が重視したかを知る手がかりとなった。

②1969年11月に発表された日米共同声明の作成過程を明らかにした。東郷アメリカ局長と千葉北米第一課長が毎回の米側との協議の記録を詳細に残しており、二人の作成文書によって交渉の再構成が可能となった。とくに69年8月から9月にかけて行われた、米軍の戦闘作戦行動に関する事前協議をめぐる交渉過程を明らかにした。

9月の愛知揆一外相訪米の結果、外務省の要求（朝鮮半島有事の際の米軍出撃と、台湾海峡危機の際の米軍出撃とを同列に扱わず、政治的保証の程度に差をつけた。またベトナム出撃については返還合意時の政治的保証は行わず、将来必要な際に再び協議を行うこととした）を国務省が受け入れていたことが分かった。一方、米軍部から見て、米軍の戦闘作戦行動の問題が日本側に有利に進んだことから、9月中旬、米軍部内で反発が強まった。

千葉の報告文書が、米軍部内の認識を正確に伝えている（北米一長「沖縄返還問題、愛知大臣第二次訪米について」9月16日）。日米外相協議の結果を受け、米国防省・JCS首脳は、基地の使用の保証が弱すぎると結論した。米軍部から見て戦闘作戦行動の問題が日本側に有利に進んだため、米軍部は沖縄からの核兵器の撤去問題により執着して反発を強め、米政府内での国務省との力関係に変化が生じたと考えられる。

この点、米軍部はNSDM13どおりに交渉が進んだとは認識しておらず、その後の核兵器撤去交渉での米側の厳しい態度へつながっていたことが分かった。かつての研究では、NSCにいたハルペリンの証言もあり、彼が起草したNSDM13に沿って沖縄返還交渉が進んだというストーリーが示されていた。しかし、同文書を起草したハルペリンは、9月にNSCを去っている。9月中旬の時点で、米軍部はNSDM13で示したアメリカの目標が達成されていないことに強い不満を抱き、沖縄からの核兵器撤去交渉での巻き返しを図り、態度を硬化させたのであった。

### ③1969年9月以降の交渉の最終経緯の解明

日米共同声明の交渉において、国務省が10月下旬から11月にかけて、外務省が9月に提案していた核条項の最終案に対する反対提案を示唆し、NPT署名と繊維の対米輸出の自主規制に対する日本側の前向きな姿勢を挿入するよう要求を行っていたことを明らかにした。これらは、従来の交渉の前提を崩しかねないもので、とくに核条項の反対提案は、総選挙を控えた佐藤首相にとっても、外務省にとっても、容認不可能なものであった。

この点、日米の交渉力の変化から、佐藤首相がバック・チャネルでの最終交渉に踏み切った背景が分かってきた。当初、外務省は、条約局の法的見地に基づく主張を背景に、強い立場を示していた。だが9月に核条項の最終提案を出したあとは、その結果を待つ状況にあり、10月に入り核条項に関する交渉力が弱まっていた。外務省のアメリカとの核撤去交渉が難しくなり、日米共同声明での譲歩の可能性が浮上するに及んで、佐藤首相はバック・チャネルでの最終交渉を決断したと見られる。総選挙を実施するつもりだった佐藤にとって、声明案での譲歩は、密約と引き換えにしても防ぐべきシナリオであった。

しかし、佐藤首相はバック・チャネルだけに頼ったわけではない。若泉敬の回想録が発表されて以降、核交渉についてはバック・チャネルでの密約作成に至る過程がプレイ・アップされてきた。しかし、外務省文書・楠田文書・若泉文書などを照合すると、機能的には、二元外交は決してばらばらに進行していたわけではなく、佐藤のなかでは外務省ルートの交渉とバック・チャネルでの交渉は連携関係にあった。佐藤は11月6日、若泉に核条項案を伝えてバック・チャネルでの交渉を指示し

た。他方で佐藤は翌11月7日、小杉照夫秘書官を通じて核条項案を東郷にも託した（楠田文書、外務省文書）。佐藤が東郷と若泉に指示した核条項の第一案は、違いはあるが、沖縄からの核兵器の撤去をより明示した文言で、米側のNCND政策の否定につながりかねず、逆に交渉の前提を崩しかねない強硬案だった。

この頃、佐藤が東郷にかけた「君達は安心して思う通りにやれ」（東郷文彦『日米外交三十年』）という言葉は、佐藤の額面通りの意思だったと考えられる。本研究では、NSCファイル、キッシンジャー補佐官の電話記録（以上、ニクソン大統領文書）と、若泉敬文書および彼の回想録の照合から、若泉が核条項については佐藤の指示通りに交渉を行い、緊急時の核持ち込みを認めた「秘密合意議事録」と引き換えに外務省の最終案を通すことに成功し、その結果キッシンジャーが、国務省による核条項の日本への反対提案を中止させた経緯を明らかにした。結局、バック・チャネルの交渉は、国務省の反対提案を防ぎ、外務省の最終案をアメリカ側に呑ませるための交渉となっていたことが分かった。密約という副産物を生み出しはしたものの、バック・チャネルが、実際には外務省の核条項案をアメリカ側に呑ませるための役割を果たすという、逆理的な状況があったのである。

### （3）沖縄返還協定の作成をめぐる交渉：

1969年11月の沖縄返還合意後、外務省アメリカ局と条約局が共同主管で行った、沖縄返還協定交渉の過程を分析した。沖縄返還協定の作成過程に加え、那覇市内の米軍施設・区域の整理統合交渉などを検討した。また返還協定調印後の、協定の米上院での承認に向けた在米日本大使館の取り組みなどを公文書とインタビューから明らかにした。

1971年の米中接近前後の文書資料から、政府内の対米認識を再検討した。とくに外務省国際資料部が作成した一連の文書や、岡崎久彦がニクソン訪中声明後に起草した文書（「米中接近とわが国の施策について（案）」1971年8月9日）などから、当時の日米関係に関する外務省内の議論を検討した。またニクソン訪中声明後の外務省電報から、牛場信彦駐米大使がキッシンジャー大統領補佐官との間でまとまった時間をつくり、直接詳細な説明を得た場面や（1971年7月23日付電報）、同年12月13日から15日にかけての政策企画協議で、外務省がアメリカ側に対してニクソン大統領への諸要求（中国に対して日米安保体制の堅持を説明し、戦犯問題は拒否することなど）を行い、アメリカ側が大分日本に気を使いながら日本側の主張に耳を傾けていた場面など、当時の日米の意見交換の詳細を知ることができた。米中接近をめぐることは、むしろニクソン訪中声明後に日本側がどう状況を分析し、沖縄返還や日米関係への影響について検討したかについて、正確に再構成することの必要性

を認識した。上記については2016年度に活字化する予定である。そのほか、沖縄返還交渉中に顕在化した、尖閣諸島の領有権問題に関する研究書の翻訳を行った。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

①Takuma Nakashima, "Building the Japan-US Alliance, 1951-72: A Diplomatic Reassessment," *Japan Perspectives*, no. 16, 2016, 3-13 (査読無)。

②Takuma Nakashima, "Nichibei domei no seidoka: Hatten to shinka no rekishi katei (Institutionalization of the Japan-US Alliance: A History of Its Development and Evolution)," *Social Science Japan Journal*, vol. 18, no. 2, 2016, 244-246 (査読無)。

③中島琢磨「栗山尚一と『二つの戦後』」(『外交』第31巻、2015年5月)110~113頁(査読無)。

[学会発表] (計13件)

①中島琢磨「戦後日本のアジア外交」関西政治史研究会、2016年2月20日、大阪市立大学(大阪府大阪市)。

②中島琢磨・井上正也「Sオペレーションと佐藤外交——中国問題と沖縄問題を中心に」日本政治学会、2015年10月11日、千葉大学(千葉県千葉市)。

③中島琢磨「日米安保体制はどのように形成されたか——三つの重大局面とその争点」東京財団政治外交検証公開研究会(招待講演)、2015年4月21日、東京財団(東京都港区)。

④中島琢磨「冷戦秩序の変容と日米安保体制——日米の対等性のあり方をめぐって」日本国際政治学会、2014年11月15日、福岡国際会議場(福岡県福岡市)。

⑤中島琢磨「戦後外交における沖縄返還」青山学院大学戦後政治史研究会、2014年9月25日、青山学院大学(東京都渋谷区)。

⑥中島琢磨「戦後外交における沖縄返還——佐藤外交の展開と帰結」20世紀と日本研究会、2014年6月8日、京都大学(京都府京都市)。

⑦中島琢磨「戦後日本外交における沖縄返還——日米安保体制の文脈から」関西政治史研究会、2014年3月8日、京都大学(京都府京都市)。

⑧中島琢磨「沖縄の『核抜き・本土並み』返還とその論理——日米安保条約の沖縄への適用をめぐって」同時代史学会関西研究会、2014年1月12日、関西学院大学大阪キャンパス(大阪府大阪市)。

⑨中島琢磨「沖縄返還と日米安保体制」日本防衛学会、2013年11月29日、防衛大学校(神奈川県横須賀市)。

⑩中島琢磨「沖縄返還交渉と若泉敬」世界問題研究所研究会、2013年7月24日、京都産業大学(京都府京都市)。

⑪中島琢磨「現代日本政治史 第3巻 高度成長と沖縄返還 1960-1972——高度成長期の日本政治を捉える視点」日本国際政治学会関西例会、2013年4月27日、関西大学(大阪府吹田市)。

⑫中島琢磨「沖縄返還40年——核兵器撤去をめぐる交渉過程」九州政治研究者フォーラム、2012年8月23日、旅館あけぼの(佐賀県佐賀市)。

⑬中島琢磨「沖縄返還交渉における核兵器撤去問題——日米共同声明第8項の形成過程を中心として」龍谷大学法学会、2012年5月30日、龍谷大学(京都府京都市)。

[図書] (計6件)

①福永文夫編『第二の「戦後」の形成過程——1970年代日本の政治的・外交的再編』(有斐閣、2015年)総頁数268頁(中島琢磨「非核三原則の規範化——1970年代日本外交の道程」161-186頁)。

②ロバート・D・エルドリッチ/吉田真吾・中島琢磨訳『尖閣問題の起源——沖縄返還とアメリカの中立政策』(名古屋大学出版会、2015年)総頁数x+338+25頁。

③菅英輝編『冷戦と同盟——冷戦終焉の視点から』(松籟社、2014年)総頁数488頁(中島琢磨「冷戦秩序の変容と日米安保体制——同盟の対等性のあり方をめぐって」321-351頁)。

④波多野澄雄編『日本の外交 第2巻 外交史 戦後編』岩波書店、2013年、総頁数x+iv+302+14頁(中島琢磨「沖縄返還と基地問題」117~142頁)。

⑤中島琢磨『沖縄返還と日米安保体制』(有斐閣、2012年)総頁数iii+402頁。

⑥中曽根康弘/中島琢磨、服部龍二、昇亜美子、若月秀和、道下徳成、楠綾子、瀬川高央編『中曽根康弘が語る戦後日本外交』(新潮社、2012年)総頁数663頁。

[その他] (計4件)

①中島琢磨「楠田氏の熱意、交渉後押し」(『日本経済新聞』2015年8月9日付朝刊)。

②中島琢磨「戦後外交の『平和』体現 栗山尚一さんを悼む」(『毎日新聞』2015年4月9日付夕刊)。

③中島琢磨「冷戦の思考を超え現代史再編へ」(『毎日新聞』2014年9月8日付夕刊)。

④中島琢磨「歴史研究は自国資料で『自筆』に見る苦心の交渉経緯」(『京都新聞』2014年8月2日付朝刊)。

⑤中島琢磨「資料を読み解く 沖縄返還をめぐるぎりぎりの交渉 その末の決断とは? 沖縄密約」(『週刊 新発見! 日本の歴史 国際化とバブルの狂騒』第47号、朝日新聞出版、2014年5月27日)。

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

中島 琢磨 (NAKASHIMA TAKUMA)

龍谷大学・法学部・准教授

研究者番号： 20380660